

処分年月日	2024年10月8日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	香川証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会員の前外務員甲は、収入を上回る生活費や遊興費等の支出をカードローンでの借入れ等で賄う生活を送っていたところ、クレジットカードの支払に窮した際に、偽の金融商品の話を持ちかける詐欺を思いついた。</p> <p>そこで、平成22年7月、甲は、自身の知人である顧客Aに対して、「預け金100万円につき毎月3千円～5千円の配当が出る特定のお客さま向けの商品」と称して架空の商品への投資を勧誘し、顧客から預かった現金100万円を着服した。また、甲は、現金受領後、自ら偽造した取引残高報告書を顧客に交付し、「特別な商品であるため、パンフレットもなく、当社から定期的に発送される取引残高報告書には記載されない商品である」旨の説明を行った。</p> <p>その後も、同様の手口で顧客Aから不定期に現金の詐取を続け、さらに、他の知人顧客7名に対しても同様の手口で現金を詐取し、詐取した金銭を自身の生活費・遊興費等に費消したほか、他の被害顧客への配当金名目の支払に充当した。</p> <p>このようにして、甲は、平成22年7月から令和4年1月までの間、8名の顧客から62回にわたり、合計1億4,400万円を着服した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策の1つとして、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社員がお客さまから現金をお預りすることがないこと」、「取引は全て取引報告書、取引残高報告書に記載され、記載されない取引は一切ないこと」を明記した書面を全ての既存顧客に発送するとともに、新規顧客に対しては口座開設時に同書面を交付・説明するなど、顧客へ

	<p>の注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・社員の親戚知人口座については、投資勧誘は原則として部店長もしくは当該社員以外の営業員が行う、約定案内等を当該社員以外の者が行うなどにより、当該社員以外の者が取引に関与していない取引は禁止とした。・社員に不祥事発生の前兆となるような行動がないかの確認、社員の親戚知人口座の取引チェックなど、営業店検査のチェック項目の追加・見直しを行った。
--	--